

一般社団法人 群馬建築士会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は一般社団法人群馬建築士会（以下「本会」という）という。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を前橋市内に置き、必要な地に支部を置くことができる。

2 支部に関する事項は、細則で定める。

(目 的)

第3条 本会は建築士の業務の進歩改善と建築士の品位の保持を図り地域社会の健全な発展と建築文化の進展振興に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 建築士の業務の進歩改善に関する専攻建築士制度及び継続能力開発制度の推進と促進
- (2) 建築士の品位の保持と向上に関する研修及び講習の実施とその推進
- (3) 建築士登録の受託業務
- (4) 建築士試験の受託業務
- (5) 地域貢献活動の実施
- (6) 会員相互の親睦事業
- (7) 前各号に掲げる事業に付帯及び関連する事業

(公 告)

第4条 本会の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会は次の会員を置く。

- (1) 正会員 群馬県内に住所または勤務地を有する建築士
- (2) 準会員 群馬県内に住所または勤務地を有する将来建築士になろうとする者
- (3) 賛助会員 個人または法人で本会の目的に賛同し、事業の遂行を援助する者

2 前項の会員のうち正会員及び準会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする

(入 会)

第6条 本会の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 会員となるには本会所定の様式による申し込みをし、会長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、本会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 住所及び勤務地が群馬県外になったとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、会費を完納しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損したとき
- (2) 本会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 本会は会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 会員総会

(会員総会)

第13条 本会の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時会員総会は必要に応じて開催する。

2 前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(開催地)

第14条 会員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第15条 会員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 会員総会の招集通知は、開催日より2週間前までに各会員に対して発する。

(決議の方法)

第16条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、正会員及び準会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第17条 正会員及び準会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 会員総会の議長は、当該会員総会において選出する。

(議事録)

第19条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、会員総会の日から10年間事務所に据え置く。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第20条 本会に、次の役員を置く。

理事 20名以上35名以内

監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、5名以内を副会長とすることができる。

3 理事のうち20名以内を業務執行理事とし、業務執行理事のうち1名を専務理事、15名以内を常任理事とすることができる。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第20条の2 本会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長は、本会の会長の職にあった者で、特に本会のために貢献した者を、総会の議決に

よって、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

4 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、かつ、各種の会議に随時出席して意見を述べることができる。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第22条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は会長を補佐し、専務理事は本会の業務を執行する。

3 常任理事は、本会の業務を分担執行する。

4 会長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員及び準会員の半数以上であって、正会員及び準会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、会員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第28条 本会は、理事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 本会は、外部役員との間で、一般法人第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会で定める理事会規則による。

第6章 常任理事会

(構成)

第35条 本会に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

(権限)

第36条 常任理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の運営及び事業執行に関すること
- (2) 会員の賞罰及び慶弔に関すること
- (3) 細則及び諸規定の制定変更に関すること
- (4) その他常任理事会が必要と認めたもの

(委員会)

第37条 本会は、事業の執行上必要があると認めるときは委員会を設けることができる。

2 委員会に関する事項は、細則で定める。

第7章 資産及び計算

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、会長は、会員総会の決議に基づき、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第43条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 補 則

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及

び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 改正定款は平成25年5月24日から施行する。

4 改正定款は平成26年5月23日から施行する。